

平成27年5月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成27年5月1日（金） 13：30～15：53

○場 所 島原市立杉谷公民館 2階講義室

○出席委員の氏名

委 員 長 本 多 直 行
委員長職務代理者 松 島 利 彦
委 員 松 本 正 弘
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森 本 一 広
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 議案上程

第24号議案	島原市いじめ防止基本方針について	原案 可決
第25号議案	島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について	原案 可決
第26号議案	島原市少年センター少年補導委員の委嘱について	原案 可決

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 そ の 他

(1) 報告事項

- ① 5月行事予定について
- ② 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

(2) その他

第 9 閉会

【会議録】

第 1 開会 (13:30)	
本多委員長	ただいまから5月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
本多委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。(「はい」の声)
第 3 議事録署名委員の指名について	
本多委員長	議事録署名委員に 森 委員と 宮原 委員を指名します、よろしくお願 いします。(「はい」の声)
第 4 前会会議録の承認	
本多委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。2月26日 に行いました定例会及び3月31日に行いました臨時会の会議録についま しては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認し てよろしいでしょうか。 《 了承 》
本多委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務 局までお伝えください。
第 5 教育長報告	
本多委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。 はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	座ったままでご報告させていただきます。4月22日に開催されまし た県・市町教育委員会合同会議におきまして、会議の冒頭に県教育長が あいさつを申しましたが、その原稿を入手できましたのでお手元に配布 をさせていただきました。県の教育長からは10項目の説明があってお ります。1つ目は、重大事案対策と子どもと向き合う教育体制の整備と

ということで、これは特に関係機関との連携ということでもございました。また、学校の現場の先生方には教育関係の法規だけでなく、少年法あるいは児童福祉法などの法律についても熟知をしていて欲しいと、そういう研修会も今後はやっていきたいということでもございました。参考までに2ページの下の方にスクールソーシャルワーカーについても配置を拡充しましたとのこと。2つ目に学力向上対策でもございました。中ほどに学力向上のための3つの提案ということで、「課題改善へのこだわりと確かめ」「書く活動の重視」「自主的な学習の習慣化」ということで、本市については、各学校それぞれ学力学習調査の結果等へのこだわりというのでしょうか、確認あるいは書く活動の重視、あるいはスクールキッズ、放課後の学習教室等の自学の習慣化ということでも取り組んでいますので、この辺についてはある程度対応ができていかなと思っています。また近隣の小・中学校、あるいは中学校と高校の教員が連携・協力して学び直しを行うなど、基礎学力の確実な定着への取組が書いてございますが、やはりこれについては、きちんとした引き継ぎ、あるいは相互乗り入れ、こういったことも本市においても一部実施しているところですが、やはり今後力を入れていく必要があるんだろうと思っています。3つ目は、ICT教育の推進についてです。4ページに書いてありますが、電子黒板や実物投影機、タブレットパソコンということでもございます。電子黒板については、各学校に配置はしているところでもございますが、今後実物投影機やタブレットパソコン等も含めたICT推進への予算獲得ということも本市の課題になってくるかと思っています。4つ目が小中高を通じた外国語教育の推進ということ。これはやはり英語教育をもっと力を入れていこうということ。5つ目が特別支援教育でもございます。6つ目が長崎っ子「夢・憧れ・志」育成プロジェクトについてということでもございます。これについては、やはり子どもたちに「夢・憧れ・志」ということで、こういったところでも本市においてもいろんな事業展開が望まれるところでもあります。今ひとつ立ち上げていますのが、小・中学生のジュニアスポーツ振興事業ということで、大学と協定を結んで、今回はスポーツという分野でもございますが、自分の夢を実現する、あるいはオリンピックに向けての教育というようなことの対策を立てておりますので、一部分はこれについても

関係してくるのかなと思っております。7つ目が土曜学習の実施についてでございます。これについても学校教育課の方から教育課程の中でいろんな学校行事を、例えば平日やっているようなものを土曜日にもってきて、その分を授業の確保に努めるとか、そういったことをやりながら土曜学習についてもその対策の一部はやっているところだと思っております。8つ目が学校規模の適正化ということです。これについても以前から報告はしておりますが、本市の児童生徒数の減少のシミュレーションをした時に、今すぐ対応ということではないわけですが、今後将来を見通した時の検討をやっておかなければいけない課題ではあるのかなと思っております。9つ目が文化財の保存・活用と文化力向上ということで、文化財等を活用した子どもたちへの学びというんでしょうか、そういったところも積極的に行うということです。10番目は、競技力向上対策関係でございます。11ページの中段に、本年3月4日、教育再生実行会議の第6次提言ということで『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方』と題し、教育による地域づくりなどについて提言が行われていますので、そういった中で教育が地域づくりにどう関わっていくのかということも今後の課題かなと思います。次にA4の一枚ものでスクールソーシャルワーカーという内外教育のコピーを配布しております。本市にもスクールソーシャルワーカーを配置していただきました。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーと連携をしながらということで、改めてスクールソーシャルワーカーとはどういうものであり、また、どういう課題があるのかということの後で目を通していただければと思っております。それからこれも今話題になっていますコミュニティスクールという言葉が出ています。学校協議会への普及への財政支援もということです。本市においては、それぞれ学校評議員制度というのがあるわけですが、ただしコミュニティスクール、学校協議会、学校運営協議会になってくると人事の方まで絡んでくるということではなかなかその普及が至っていないという現実がございます。コミュニティスクールも含めて今後こういったものが教育関係では話題になるのかなと思いましたので、資料を提供させていただきました。後は携帯電話、スマートフォンに対するルール作りが必要ということで、A3版のコピーを配布していますので、今いろんな課題等があるんだということで、後で目を通していただければ幸いかなと思ってお

ります。その中にもルールある家庭が少数派ということで、家庭内でのルールをなかなか決めていない家庭が多いですよと、ということは裏を返せばやはりルールをしっかり決めた上での使用ということです。なお、今日の長崎新聞にも載っておりましたが、この携帯電話、スマートフォンを使う時間が長くて睡眠不足になるということも深刻化しているところがございます。次に同じ日に21日、22日に都市教育長協議会、長崎県市町村教委連合同理事会があり、委員長と出席したわけですが、主なところを報告します。新教育長は今長崎には3名でございます。県の教育長、大村市、五島市で現在のところ3名でございます。次に教育委員会連絡協議会については、5月19日に大村市で総会並びに功労者の表彰、合同研修会が行われます。功労表彰には前井上教育委員が今回受賞をされる予定となっております。なお、11月5日、6日には島原市において、長崎県市町村教育委員新任研修大会と長崎県市町村教育委員研究大会が開催される運びとなっております。現在のところ南風楼ですべてやるということで計画中でございます。なお5月19日の総会での分科会の教育長部会では、小中高の校種関連系の在り方、学校給食費の公会計及び中学校の部活動の在り方、特に中学校の部活動の在り方では長与町の方から出ていたんですが、ちょっと過熱状態ではないのか等の議題が上がっておりますので、こういったものを協議をする運びとなっております。それから市町村教育委員会合同会議のポイントとして、職員等のストレスチェック制度の創設、こういったものも言われました。それから予算関係では、公立学校整備事業の国の補助が非常に厳しくなっているということで、注視をしなければいけません。トイレや運動場の整備は不採択の場合が予想されます。今後県の環境整備課と連携を取りながら来年度の予算計上に向けての準備が必要かなと思っております。それから佐世保での事案等の関係で児童生徒支援室からありましたのが、重大な事案が発生した時の学校や教育委員会における危機管理の在り方、学校での校内の情報共有の在り方、学校間の引き継ぎの在り方、関係機関との連携の在り方、あるいは先程言いました児童福祉制度や少年法制度等の研修の充実が求められている。ということでございます。なお、今後のいじめ予防対策の地区研修会が島原市では来年度に開催される予定となっているというお知らせがありました。あとはアレルギー疾患対策ということで、この研修会には管理職等の出席をお願い

	<p>したいということです。以上が今回の合同会議等の内容でございます。これをもちまして教育長の報告にかえさせていただきます。以上です。</p>
本多委員長	<p>引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。</p>
森本課長	<p>教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。</p>
堀口課長	<p>学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。</p>
下岸課長	<p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。</p>
本多委員長	<p>教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。</p>
松島委員	<p>教育総務課にお尋ねですが、学生寮の保護者訪問について、今後も定期的に行かれるということですか。</p>
森本課長	<p>廃止条例を可決していただいた時に、学業の継続を断念せざるを得ない学生がないよう特段の配慮をすることを要望する付帯決議がありましたので、定期的に保護者宅を訪問して学生の現況を確認したいと思っています。</p>
松島委員	<p>はい、分かりました。</p>
松本委員	<p>スポーツ課にお尋ねですが、がんばらば体操教室がありますが、市内の民間でどこかしているところはありますか。</p>

下 岸 課 長	インストラクターとしてスポーツ推進委員の方が2名いらっしゃいますので、その方が講師として市の体育館等でやっていらっしゃいます。
松 本 委 員	私の会社ですとしたり、その方たちが指導に来てもらうというのは可能ですか。
下 岸 課 長	はい、可能です。
松 本 委 員	分かりました。よろしくお願いします。
本 多 委 員 長	他に何か質疑はありませんか。
森 委 員	スクールソーシャルワーカーについて、スクールソーシャルワーカーの資格というのは、社会福祉士や精神保健福祉士となっているみたいですが、意外と社会福祉士の仕事というのはあやふやというか、配布されたプリントにもありますが、経歴によって得意不得意というのがあるというのは分かりますが、今度着任されたスクールソーシャルワーカーという方は、前の職歴というのが高齢者の担当ということだったので、今までの経歴と違った分野になると思うので、かなり戸惑われるところがあると思うんですね、だからそういった研修とかは受けるような感じのことはされるのですか。
堀 口 課 長	今のところ、県が集めて研修を行うという情報は把握しておりません。先程も申し上げましたが、これまでは採用したくても資格を持っていらっしゃる方がいらっしゃいませんでした。今回ようやく見つかってなんとかすることができたという状況です。冒頭述べましたように、それぞれ得手不得手はどの仕事にもあられますから、少しずつこの児童生徒に関わっていただき、幸いちょうど自分の子どもさんが小学校にいらっしゃるようですから、自分の子育てをされながら、そういった経験を積んでいただくということで、現在は、学校教育課の指導主事が一緒に回ったりしながらしていますが、本来独り立ちしていただかないと指導主事がずっとついてるようでは、うちとしてはあまりつける意味があまりありません。少しずつ

	<p>つ慣れてもらって活躍していただければということで今頑張っているしやいます。うちとしては結構要望を出しております。誰も彼もということになるとパンクしてしまいますので、学校になんとか来れる子どもさんは、学校のスクールカウンセラーや心の教室相談員で対応して、なかなか学校に足が向かない、どうしても家から出られない、そういったところにスクールソーシャルワーカーを派遣して、学校との繋ぐ役をやっていただけないかなということは今模索しているところです。研修会等ぜひ計画があれば、参加させていきたいと思えます。</p>
本多委員長	<p>スクールソーシャルアドバイザーというのもあるのですか。</p>
堀口課長	<p>スクールソーシャルワーカーだけです。</p>
本多委員長	<p>スクールカウンセラーを例えば指導するというのでしょうか、そのような制度の話聞いたことがあるような気がするんですが。</p>
堀口課長	<p>スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの大きな違いは、スクールカウンセラーは教育の専門家、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家ということで、佐世保の事案を受けて、福祉との連携不足ということを指摘されています。ですからそういったことから福祉のご存じの方と教育の分野の専門家がそれぞれ協力してやっていくという制度のひとつかと認識をしております。</p>
本多委員長	<p>はい、分かりました。 他に何かありませんか。</p>
本多委員長	<p>私の方から幾つかよろしいでしょうか。まず教育総務課なんですけども、4月30日の走潟小学校芝生化学業視察をされていますが、本市の場合、三会小学校の取り組み、予算凍結がされているようですが、今後の取り組みはどうなっていますか。</p>
森本課長	<p>予算が凍結になった分は、第四小学校の平成27年度予算要求を上げて</p>

	<p>いたスプリンクラーの設置工事になります。その分だけが予算凍結になり 会小学校の消耗品費や備品等の予算については凍結はないということで、 三会小学校は予定どおり実施予定です。</p>
本多委員長	<p>分かりました。それでは三会小学校は、地域の方の協力を貰って実施予 定ということですか。</p>
森本課長	<p>三会小学校の場合は、上の運動場ということで、面積もかなり狭いの で、基本的に教育委員会と学校の校務主事で維持はできるのかなと、ポッ ト苗作りと運動場への移植作業のときなどは、PTAに声をかけて協力し ていただく形で行こうかなと思っています。</p>
本多委員長	<p>その辺は、後々経費が莫大にかかるとか、あるいは地元の協力が得られ ないとか、その辺はないということよろしいですか。</p>
森本課長	<p>はい、面積が狭いので大丈夫かなと思っています。</p>
本多委員長	<p>分かりました。もう一点ですけど、学校教育課の全国学力・学習状況調 査ですけども、今回理科が新たに入ったということで実施されているよう ですが、公表の在り方ということで長崎市、佐世保市、他4市は、平均点 を考慮しながら比較して公表すると、残りの島原市を含めた6市は未定と なっているみたいですが、これは秋に結果が出てその時点で教育委員会と して方針を出すか理解していいですか。</p>
堀口課長	<p>公表結果が分かるのは8月末になります。基本的には検討中としており ますが、例年同様グラフによる比較、数値は出しませんが、今のところ は例年どおりということで考えております。なぜ数値を出すことに拘っ ているかという、市に出す分にはあまり心配はいらませんが、市が 出すことによって県が公表した中にその数値をはめ込むシステムが今あり まして、県は県全体を公表するとともに市で公表している分を掲載しま す。そうすると県が公表した時にそこに必然的に市の分が20幾つ分出て しまいますので、果たしてそれがどうなんだろうというところが少し気に</p>

	<p>かかります。議会の資料の主要事業の中には平均点より何点下がっているとか議会にはお示しはしているんですが、点数自体を出すことはあまり大きな影響はないと思います。要は他市と比較になった時に果たしてどうなのかなということが少し懸念されると思います。それぞれ公開しているところを聞いても自分の市に公開することはそんなに大きな反発はないと聞いています。それを県がまとめて公表する可能性があるものですから、そこを慎重にしないといけないのかなと今は心配しています。</p>
本多委員長	<p>いずれにしろ、それはまた後ほど検討するということでよろしいですか。</p>
堀口課長	<p>はい、そうです。</p>
本多委員長	<p>分かりました。他に何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
本多委員長	<p>無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。</p>

第 6 議案上程

	<p>第 24 号議案</p> <p>島原市いじめ防止基本方針について</p>
本多委員長	<p>第 24 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
堀口課長	<p>第 24 号議案 島原市いじめ防止基本方針について、別紙のとおり策定することについて議決を求めるものでございます。提案理由です。島原市条例第 7 号「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」第 10 条により、策定しようとするものでございます。まずこのいじめ防止基本方針（案）自体は、実は昨年度の早い段階で一旦（案）としてお示しをいたしました。その議決をいただくことができなかったのは、島原市がいじめ防止条例の制定をしているということがあって、とりあえず委員の皆様</p>

	<p>は、もし何かありましたら、このいじめ防止基本方針（案）に沿って進めさせていただきますということでご説明をさせていただいたところでございます。資料がたくさんありますので、できるだけ簡潔に説明させていただきます。</p> <p>島原市いじめ防止基本方針の主な内容については、別紙の「島原市いじめ防止基本方針（案）及び島原市子どものいじめの防止等に関する条例」により説明。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
本多委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
松本委員	表に出ているのはある程度はこれでいいでしょうが、一番問題なのは水面下で分からないものあぶり出しの方法はどのように考えていますか。その辺がなかなか難しいと思います。
堀口課長	<p>傾向としましては、小学校が今いじめ問題を発見するきっかけはアンケート調査がかなりウエイトが大きいです。小学生は比較的自分が見たり聞いたりしたことをアンケートに書くという現象が見られます。一方で中学生はなかなかそこが出てこない、それで分かりづらいというのがあります。傾向としてはやはり他の子どもが相談をしたときというようなケースですので、特に非常勤の研修会の時も話をしましたが、学校司書は学校司書の仕事だけをしておけばいいというわけではありません。子どもたちが本を借りに来た時にちょっと心配ごとを言ったりしたときに、気になったことがあったら、すぐに担任等に報告をして欲しいと、そういう多くの大人の目で子どものふと気になったところを立ち止まれるかどうか、そこが一番のきっかけだと思っていますので、ことあるごとに校長と話をしておりますので、そういうところを必ず拾い上げるということを伝えるようにしています。</p>
宮原教育長	松本委員さんが言われた「あぶり出し」ということで、結局今の出てきたものだけでなく、これの上にあるのがいじめの防止条例、そして私どもの基本方針があって、少し課長が申しましたが、それぞれ保護者の役

	<p>目、事業者の役目、そして今回は条例の5ページにあります子どもの役目ですかね、それをしておかないと子どもがいじめられても黙って言わないとか、あるいは友達もグループがあつてなかなか言わないとか、そういったことがないよう、やはり9条に時間をかける必要があると私は思っています。また市長も言っていますが、子どもにきちんといつでも目の前にいて、いじめられたら言う、告げ口をしたらダメだと仲間外れにされるという意味ではなくて、そういった実態を無くさない、現象が出てからの対応となってしまうと、そういうことを考えると、時間はかかるかもしれませんが、幼少のころよりこの9条の子どもはいじめを無くすために次のこと守りましょうと、これを地道にしていこうということなのかなと思っています。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>確かに松本委員、教育長が言われるように事前に察知するということが大事だろうと思います。</p> <p>他に何かありませんか。</p>
<p>森 委 員</p>	<p>この基本方針ですけども、これは市民の方に広く周知されることになりますか。</p>
<p>堀 口 課 長</p>	<p>今はそこまでは考えておりません。まずはこども課とやっているのは、条例を分かっていたらこうということで、条例のピーアールをしていくことを一緒に考えております。もちろん方針も分かっていたのが一番いいとは思いますが、どちらと云えば、これは内容的にはマニュアル的なところがありますので、条例をまずは分かっていたことを優先しようと思っております。</p>
<p>森 委 員</p>	<p>私が地域の方からお聞きするのが、下校時に子どもたちがどういう関わり合いしているのかがよく見えるとおっしゃられるんですね、あれはいじめで、のけ者にされているのではないかという話も聞いたりするんですけど、そのときに地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちが、見たことのない子どもと言われるんですね、同じ地域に住んでいながら、なかなか顔が分からなかったりして、そういうので声がかげづらいとかあるので、いじ</p>

めじゃないのかなと思ってもどこに言ったらいいのかがよく分からない、どこの子どもかもよく分からないから、そのまま、あれはというような感じで終わらせてしまっているようなところが結構あると思うんですね、だから、こういうのが広く市民の方に分かっていると、もっとスムーズにちょっとしたきっかけのところでもすぐに拾い上げることができるんじゃないかなと思ったものですからお聞きしました。

堀口課長

この条例は、それぞれの責務を明確にしているということです。あと、子ども自身の生き方、考え方に最後は関わってくると思うんですね、やはり「お友達と仲良くしましょう」こういったことは小さい時から本来家庭の中で躡けてこななければいけない、学校教育だけでは到底できない世の中になっています。市長もいつもおっしゃるのが、まず一体感のある地域づくり、そういう中でやはり子育てはしていかなければならないという話をされていらっしゃいます。森委員さんがおっしゃいますように地域と一緒にするというのが大きな課題と思っています。

宮原教育長

教育長という立場でいくと、条例の方の4ページにありましたように保護者にもしっかりと責任を負わせるんですね、そして市民及び事業者にも責任を負わせるんですね、今のところ聞いているのは一番最後にありますように、3月23日の議会で承認は得たんですが、これの施行は7月1日なんですね、その間にこども課の方では、学校の校長会、PTAの総会あるいは自治会、そういったところに出て行って極力説明をしますと、あるいは市の広報にも出てくるんでしょうけど、そういった市民総がかりでやはり認識をしっかりと持ってもらうというのでしょうか、例えば今言われた事案ですね、「市民及び事業者はいじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校、保育所等又は関係機関に情報を提供するよう努めるものとします。」ということで、そこで市民の方が見たら、誰かに言うのも市民の役割ですよというのもしっかりと出てきております。そういったところで、いろいろとこれが浸透していけばですね、ある意味では早期発見に繋がるのかなと思いますし、要は早期発見というのが最大のポイントだろうと思います。

松本委員

まず国、文科省といいますか、社会背景を全然考えていないですよ、私から言わせれば、今の親さんたちは、鍵っ子時代で育った親さんたちなのですよ、だから私たちが一番この年代の団塊の世代が一番悪いんですよ、高度経済成長時代で子どもには、鍵とおやつさえをあげとけばいいと、その時点で親子関係の冷たいとか全然分からなかったんですよ、今の親さんたちがそれを悪いと思わないし、私たちはここ田舎にいれば親子は熱い仲、なんか血が通っていると思うけど、その親さんの子が子どもの代でしょう、だからもうちょっと深い厳しいというか、国のツケが相当回ってきている。だからと言って、それを今言う場合じゃないから、親さんがどう我が子の異常というか、感知するとか、よくうちの子はどうも家では反抗的ですとよく言われる、それはいいことですよ、学校で一生懸命しているのに親に反抗しなくて誰に反抗するんですかと、変に子どもに反抗したらいじめになりますよと、親に反抗するのが最高の成長をしているから心配しなくていいですよと、それが素直に「はいはい」言っていたら、子どもがどこかでいじめをしたりされたりしていると思わないんですかと、それも一つの成長で、我が子を観察するその辺のポイントにもしないですかと話す時もあります。今森委員さんがどうして声を掛けたらいいのかというのが、補導で回っていたら声掛けの難しさというのは中途半端じゃないです。一発声を掛け損なったら反発するし、だから課長には街頭補導は回るだけじゃなくて声掛けを絶対するようにと、その時声をかけた時の子どもの反応ですね、この子たちは一緒に帰ってたら何かしたり、小学校はだいたい分かりますけど、中学校でちょっとおかしいなという状況があり、その時の声掛け、民家に入ってしまえば声は掛けられないじゃないですか、入ったら警察でさえ令状がないと入れないので、緊急を要するときは入れるかもしれませんが、なかなかその辺も厳しいのがあります。社会背景というのでしょうか。

本多委員長

非常に難しい問題ですけども、今回基本方針の中では子どもの努めということで、市長がかつて強調されていた子どもの努めを各施設にも張りなさいよという話もされていました。それも当然ですけども森委員さ

んがおっしゃたような市民であるとか、事業者であるとか、地区の人たちが、この条例自体を趣旨も含めて十分理解をされていない、浸透していないということもあると思いますので、願わくばこれの周知を図るための説明会といたしましょうか、そういったものが出来れば一番いいんでしょうけど、ある自治体ではそういったところもあるようですので、その辺はご検討いただければと思います。他に何かございませんか。

松島委員

読ませていただいて、よく出来ていると思いますし、今堀口課長さんから説明がありまして更に分かり易くはなりました。ただ自分が校長だった立場で、何かあれば市条例や方針が出てきますとか、何かあれば道徳系統に力を入れなさいとか、バラバラに出てくるわけです。ところが本当はこれは繋がっているのだと、校長の役割は何なのかというと、バラバラで出てくるやつを繋げて行けないといけないのが校長の役目じゃないかと思います。だから校長がいかにかこれを説明していくかということだと思っんですよ、だからその辺のところは私は一番かかってくるかと思っんです。やっぱりいじめとなってくると地域の中でもありますけども、そこが子どもですから、やっぱり子どもが大半の時間を過ごしているのは学校という現場ですよ、やっぱり学校の中で何がどうなくちゃいけないのかという、学校がやらなければいけないことは何なのかということに繋がってくると思っんです。私が校長だったのでそう思うかもしれません。学校に居場所があるということ、子どもたちにとって居場所がある学級・学校であるということにするためにはどうすればいいのかという、学校側は学校側でそういう学校が果たさなければいけない一番大切な分野のところから掘り起こしていく必要があるんじゃないだろうか、それをこう絡ませてくれば、ここにあるようなものが出てくると思っんですよ、だからいじめというのはここに書いてあるんですが、これは市長さんからいただいたんですが、図としては非常に分かり易いですよ、「そうだよね、こうやってみんなで取り組むんだよね」というのは分かるんですけども、これはあくまでも頭の中で分かることだけであって、じゃ学校では何をしなきゃいけないのか、私たち教育委員会としましては社会教育と学校教育に関わってくるのが多いと思っんですので、その辺のところをやっぱりしっかり校長がいかにか受け止めていかにか

降ろしていくかと、この辺のところを私が校長だったころ、しっかりそれを考えました。バラバラに出てくるから、さあこれを出す時に元は一本だよと、その位置づけをしてやらないとなかなか先生方というのは、出てくるとまた新しいのが出てきたと、またこれをしないといけないのかという感じになってしまうから、というようなことが多くて忙しいという印象ばかりが先生方に残ってしまいます。本当は忙しくないですよ、基本的に一本に絞っていけば、教育というものは教師が何をしなくてはいけないかということで、そこから行けばそんなに忙しくてたくさんやらなければいけないことがあるんじゃないんです。本当は一つしかないんです。その辺のところをやっぱりしっかりしないといけないかなと思います。しかし難しいと思います。今度教育長・課長さんたちが校長を集めて話されても、校長がそれをどう説明するか、そのままいくのか、その辺のところは私は一番心配です。出てくることは素晴らしいことだとは思いますが、今一番弱いのはそこら辺なのかなという気がしてなりません。これは私の感想も含まれていますが、今後はっきり言えば校長のリーダーシップになってくるんだろうと思うんですけどよろしくお願いします。

松本委員

松島委員がおっしゃったように校長が現場で先生方に話すじゃなかですか、学力向上はしなさいと、子どもは何をそんなにいっぱいしないといけなんだろうと、あまりにも実績がでないと何をしていたのかと、そういう状態にもなるし、分野分野でもう少し学校でからう荷を軽くしてやるというか、そこに社会教育課の出番が出てきて、もう少し青少協に力を入れたり、社会教育委員さんたちは今頑張っているから、青少協の力を借りて、いじめについて地域のみなさんがもう少しこの勉強というか、危機感を募らせるというか、本当にこの状態でいいのかと、青少協も年間行事を消化するだけでなく、年間行事もいらぬのはカットしてでも今新しくこういうことに取り組むべきじゃなかろうかと思うんですよね、学校ばかりにからわせるというのも大変だと思います。

本多委員長

貴重なご意見ありがとうございます。

堀口課長	<p>今松島委員さんがおっしゃいましたけど、何か新しいことをしなさいということではありません。これまでやっていることの中でいじめの防止に繋がるものがたくさんあります。それを改めて整理し直して職員で確認をしましょうということが前提です。例えば各学校は更にこの下に各学校のいじめ防止があつて職員は共通理解を図っています。例えばどういふ項目があるかという、指導体制の立て直しをしようとか、教師の指導力を向上しましょうと、人権意識を抑制しましょうと、そこで校長が一覧表にしているのが、今学校でやっているもので、どれがいじめ解決につながっていくのか、それぞれが大事、今やっていることで変わっていない。これをしっかりやることでいじめ防止に繋がるんですよということを校長は訴えていると思います。例えばいじめに関する研修もしますので、この研修をすることで教師の指導力を向上させましょうと、これをするのはそのためですよ。人権意識では、いろんな集会、人権集会こういうのを大事にしていきましょう、そういう計画を一枚にして職員会で校長は説明をしています。島原市の場合は、各学校はすべて基本的に同じものを使って、各学校の基本方針を作っていますので骨格は一緒です。今言いました教師指導体制の確立、指導力の向上とか項目は一緒ですけども中の具体的な取り組みは、各学校が今取り組んでいることをそこに盛り込んでいますので、学校によって若干違ってきます。ということで今頑張ってもらっているところでございます。</p>
松島委員	<p>今課長さんがおっしゃるように現場がそうあれば私は何も言いません。ただ現実問題として、またかと、そういうのが一般職員の中の声から聞こえない声として出てくるような場合がありますから、だからやっていることは素晴らしいことだし、校長もそういう方向でやってらっしゃると思うんですけども、私としてはそういう心配もあるということですから、私も現場を離れているもんですから、校長も一生懸命されていますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
宮原教育長	<p>先程松島委員が言われたように、そこが校長の手腕と言うのでしょうか、先生方に新たにこうですよという説明じゃなくて、こうあるんだけ</p>

	<p>ど基本的には今までやってきたことと一緒になんですよと、だからそれを再確認することを集約したものですよと、負担感があると逃げてしまし、子どもたちも要は当たり前のことを当たり前にやればいいということに繋がるんでしょうけど、その辺が校長のマネジメント力にかかってくるのかと思います。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>今いろんな意見が出ていますが、これは特別なもんじゃないんですよ。今まで学校の現場でやってこられたことの見直しをして、再度確認をして、やっぱり子どもに寄り添って、あるいは地域、社会教育のいろんな関係機関と連携をとってまたやっていきたいと思います。</p>
<p>松島委員</p>	<p>お互いがお互いの立場を理解して、横との連携をとりながらみんなでしましょう。という一言でよかったですかね。</p>
<p>松本委員</p>	<p>そうなんですけど、それがなかなか一言ではいけませんよ。うまくいけば社会教育課長も頭を捻らなくてもいいんですけど、やっぱり昔のように学校の運動会でも自分とこの孫が出なくても隣近所の孫が出ているのに応援をすると低学年は喜んでいたんですけど、できればですね自分の孫が出ていても行かれないところもありますが、隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんに応援してもらえれば、子どもは応援してもらえればがんばるんですけどね。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>他に何か質疑はありませんか。</p> <p>それでは私の方から基本的なことをお尋ねしたいんですけども、いじめ防止対策推進法では、小・中学校の義務教育の部分が多いとかそれを定めていまよね、今回条例では、幼稚園、保育園まで含めたところまで掘り下げて条例制定をされていると、それに基づくいじめ基本方針については、小・中学校だけになっていますよね、幼稚園、保育園を含めたところでは、こういった形でというのが気になったところです。</p>
<p>堀口課長</p>	<p>あくまでも、いじめ防止対策推進法自体は学校ということの規定して</p>

います。学校というのは、小学校、中学校、高校で、その法の縛りは基本的にそういう縛りであります。ですから、それを下ろしてきていますので、教育委員会としてはその範囲のところを限定させてもらっています。ただし、条例を作るときには広く市民総がかりでという趣旨がございましたので、学校だけでいいのかという議論をしました。まず最初に入れたのが、高等学校を入れました。高等学校を入れてきて、島原市の条例を作るとき小・中学校という義務に関わらず高校もあるんじゃないかということで、高校をあげて教育厚生委員会の方に報告をしました。その中で議論を出された経緯があって、そうしたら市民総がかりでやるならば、就学前の子どもたちもあげた方がいいんじゃないかということで入った経緯がございます。私自身の思いとしては、小さい子どもたちにとって、いじめかどうかというのは非常に難しい部分がありまして、さっきどうされたと言っても、叩かれたどうかは分かるかもしれませんが、どういう経緯だったのかというのは非常に難しいじゃないかと思います。そうした場合、仲良くしようねとかになりますので、具体的就学前の子どもさんたちがいじめの問題があって、それを再調査にかけるといようなことはあまり想定できないんじゃないのかなという思いが私の中にはあります。

本多委員長

分かりました。

私がそういう質問をしましたのは、いじめ条例があって、そのいじめ条例の中に、いじめ防止基本方針を定めると、それから11条では学校基本方針を作成しますとなっているものですから、そうすると小・中学校の学校だけでなく幼稚園、保育園を含めたところの方針をそのままだったら作るのかなと思いました。実態としてほとんどないと思うんですけど、仮に含めたところで基本方針を作っているということになれば、教育委員会がこの場で議決という形を取るのが本当なのか、あるいは条例自体は市長部局と教育委員会があるものですから、相互が連帯してこの条例を作ったわけでしょうから議決して市長部局含めたところで決裁になるのか、あるいは議決になるのか分かりませんが、大きく市としてすべきじゃないのかというのを感じました。

堀 口 課 長	<p>まず条例をどこが制定するのかというのが、ずっと揺れ動いていました。結果的に私たちの主張は、本来いじめの問題というのは教育委員会の仕事であると、ところがなぜいじめの条例や基本方針を作らなければならなかったかいうと大津市の事件というのが非常に大きく影響しています。教育委員会制度も含めてですね。当時の大津市長が涙を流しながら教育委員会を否定するということがあり、あそこはいじめ問題を教育委員会任せにしない、教育委員会だけでやってる時代ではないという大きな問題提起がありまして、それを受けて本来は教育委員会ではなければいけないことを再調査を含めて市総ぐるみでやるというスタートになっています。そういう意味では、いじめ条例ではうちが主管をしたわけではなくて、あくまでも市長部局のこども課が中心となってやってきました。もちろん私たちも一緒に入って議論を行ってきました。一方この基本方針については、学校現場がどうあるべきかを具体的にしておりますので、これについては教育委員会が作成をするという、そこは異論なく棲み分けが出来たところですよ。あと第三者委員会をどうするかと、条例はこども課が、この基本方針を教育委員会が、第三者委員会をこども課というように棲み分けが出来たところですよ。本多委員長がおっしゃったように広げた分の方針が反映していないじゃないのかといわれるとそこは確かにそうです。</p>
宮 原 教 育 長	<p>今の課長の説明に付け加えて、教育委員会の出発ということになると、公立の幼稚園があればうちの所管になるわけですけど、あいにく島原市にはございません。そうなってくると私私立の小学校、中学校もないと、条例の方は特色をだそうということで高校までということ、他市の高校生までも市内の高校でいじめられたら、その子も対象にするということですが、こっちの基本方針の方は、うちの教育委員会の管轄、指導の範疇でしかできないのかなと思っていましたので、これでいいのかなと、しかもこの基本方針については、教育委員会で議決をいただいて、そして教育厚生委員会あたりに教育委員会の方の基本方針はこうですと、学校の方でも作っておりますので、そういう連動でいいのかなということで事務局としては考えていたところでございます。</p>

本多委員長	ご説明いただいたように、小・中学校の部分については、これで私は問題ないと思うんですけど、ただ条例との絡みがどうなるのかというのが疑問に思ったもんですから聞きました。
堀口課長	こども課とも教育委員会の中でそういう意見をいただきましたということで、基本方針と就学前の子どもたちをどうするのか、しないのかということも含めて話し合いをしてみたいと思います。
本多委員長	万が一そういうケースがあったとしたら、どういった対応をするのかというのが気になりました。
宮原教育長	参考までに難しいのがですね、いじめ防止条例があるでしょう、雲仙市の子どもが島原市内の高校でいじめを受けた、届け出はお母さんに報告したら、どこに行くのかというと、高校に行くのか、雲仙市の方の窓口に行ったときには、どちらで取り扱うのというのは、今から多分難しいところだろうと思います。具体的なケースとしては出てくる可能性があります。
本多委員長	分かりました。再度確認ですけど、今回これを策定し、教育委員会で議決をすると、それがすなわち市の学校を取り巻くいじめの問題は完全捕捉できるということですよ。
堀口課長	はい。
本多委員長	他に何か質疑はございませんか。 (「なし」の声)
本多委員長	無いようでしたら、第24号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第24号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>しばらく休憩します。</p> <p>休憩後、「第25号議案」の審議をしたいと思います。</p> <p>— 休憩 —</p> <p>第25号議案</p> <p>島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について</p>
<p>本多委員長</p>	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>次に第25号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>堀口課長</p>	<p>議案集の3ページをお願いします。島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱についてでございます。下記の者を委嘱するということです。提案理由は、島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第5条により、指導者に委嘱しようとするものであります。4ページをお願いします。第一中学校サッカー部に新規として追加をするものです。前の指導者が昨年度末でおやめになったということで、新たに変わりにとして就任されると聞いております。5ページをお願いします。そこが規則の抜粋でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第25号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第25号議案は原案のとおり議決いたします。</p>

第26号議案

島原市少年センター少年補導委員の委嘱について

本多委員長

次に第26号議案について、提案理由の説明をお願いします。

松本課長

議案集の3ページをお願いします。第26号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由ですけれども島原市少年センター規則第6条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。7ページをお願いします。平成27年度の島原市少年センター少年補導委員の名簿掲載しております。全部で規則上では68名ということで委嘱をする予定ですが、現在高野地区の1名が選考中ということでございます。1名については、決定次第改めて議案として上程させていただきたいと考えております。在職年数0の方が新規の委嘱になります。各地区単位で選考をお願いしておりますが、この中には各小・中学校の先生も委員としてご協力いただいているところでございます。以上で説明をおわります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

本多委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

私から1点だけ確認させていただきたいんですが、7ページの名簿の中に諫早市や雲仙市の方がいらっしゃいますが、これは学校の先生ですか。それと地区ごとになっていますが、他の地区の方たちも先生ですか。

松本課長

そうです。

本多委員長

分かりました。他に何か質疑はございませんか。

(「なし」の声)

本多委員長

無いようでしたら、第26号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

本多委員長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、第26号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
第 7 次回定例教育委員会の日程について	
本多委員長	<p>次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【提案・検討】</p> <p>次回、6月の定例教育委員会を6月4日(木)13時30分から、有明庁舎1階相談室において行います。</p>
第 8 その他	
本多委員長	<p>次に、その他に入ります。まずは、「1 報告事項」の「① 5月行事予定について」、各課から報告をお願いします。</p> <p>森本課長 教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>堀口課長 学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>松本課長 社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>下岸課長 スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p> <p>本多委員長 ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「なし」の声)</p> <p>本多委員長 次に、「② 教職員及び児童生徒の事故等の報告」についてお願いします。</p>

堀口課長	<p>教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）</p> <p>【非公開の報告】</p>
本多委員長	<p>次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
第 9 閉会（15：53）	
本多委員長	<p>他になければ、これで本日の5月定例教育委員会を閉会します。</p>